

奨励措置の事務手続き

①奨励措置の指定の申請（指定企業者申請書〈様式第1号〉）

必要書類	申請時期
(1) 法人の登記事項証明書 (2) 定款又は規約 (3) 事業概要書 (4) 事業所の付近見取図、配置図、平面図及び立面図 (5) 建築基準法第6条第1項の確認済証の写し (6) 投下固定資産額を明らかにする書類 (7) 暴力団員等でないことの誓約書 (8) 町税等を滞納していないことを確認できるもの (9) その他町長が必要と認めるもの	原則、建築工事に着工する30日前までに申請してください。

当該申請書類の審査を経て、指定企業者決定通知(奨励措置を受けるための指定)を受理した場合

※審査の要件は、能勢町企業立地促進条例第6条を参照

※指定を受けた申請内容を変更する場合は改めて町の承認を受ける必要があります。

②事業開始の届出（事業開始届出書〈様式第7号〉）

必要書類	申請時期
(1) 投下固定資産に係る支払を明らかにするもの (2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し (3) 土地及び建物の登記事項証明書 (4) 常用雇用者の名簿 (5) その他町長が必要と認めるもの	事業開始後、速やかに届出してください。

当該届出が町に受理された場合

③奨励金の交付の申請

(イ)企業立地促進奨励金(企業立地促進奨励金交付申請書〈様式第9号〉)

必要書類	申請時期
(1) 当該奨励金申請に係る年度の固定資産税納税通知書の写し (2) 町税等を滞納していないことを確認できるもの (3) その他町長が必要と認めるもの	事業開始の日以後に固定資産税を課せられた年度の翌年度から起算した3年間において各年度の4月1日から3箇月以内

【例】2019年5月に建物完成・事業開始の場合

2021年4月1日～6月末・・・2020年度分の固定資産税相当額の奨励金を申請

(ロ)町内雇用促進奨励金(企業立地促進奨励金交付申請書〈様式第10号〉)

必要書類	申請時期
(1) 新規常用雇用者の名簿 (2) 新規常用雇用者の住民票の写し (3) 新規常用雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し (4) その他町長が必要と認める書類	事業開始の日から1年を経過した日の年度の翌年度から起算した3年間において各年度の4月1日から3箇月以内

【例】2019年5月に事業開始・新規常用雇用者1名(A氏)を雇用し、2020年9月に新たに2名(B氏・C氏)雇用する場合

2021年4月1日～6月末・・・2019年5月～2020年4月まで勤務した新規雇用者分(A氏分) 計1名分を申請

2022年4月1日～6月末・・・2020年5月～2021年4月まで勤務した新規雇用者分(A氏分)

2020年9月～2021年8月まで勤務した新規常用雇用者(B氏・C氏) 計3名分を申請

当該申請書類の審査を経て、奨励金交付決定通知書兼確定通知書を受理した場合

④交付の請求（奨励金請求書〈様式第13号〉）